4 規制の事前評価に係る政策評価の結果の政策への反映状況

○評価書はこちら

- 1 スプリンクラー設備等に関する基準の見直し(平成26年7月)
- 2 電気通信主任技術者の配置要件の緩和(平成26年10月)
- 3 認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和(平成27年1月)
- 4 特定信書便役務の範囲の拡大及び特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化等(3件)(平成27年3月)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	スプリンクラー設備等に 関する基準の見直し	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「消防法施行令の一部を改 正する政令」等が平成26年10月16日に公布された。
2	電気通信主任技術者の配 置要件の緩和	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「電気通信事業法施行規則 等の一部を改正する省令」が平成27年3月6日に公布された。
3	認定放送持株会社制度に おける議決権保有制限の 緩和	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「放送法施行規則等の一部 を改正する省令」が平成27年3月27日に公布された。
4	特定信書便役務の範囲の 拡大及び特定信書便役務 に係る約款の認可手続の 簡素化等(3件)	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」を平成27年3月31日に国会に提出した。